別表八の二付表　記載要領

1　この表は、連結法人が法第81条の４（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）（租税特別措置法第68条の103第１項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。以下この号において「平成27年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の４（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）（平成27年改正法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の103（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に、各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載すること。

2　連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）が平成27年４月１日以後に開始する連結事業年度において、租税特別措置法第67条の６第１項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合の当該特定株式投資信託については、「本店の所在地　⑱」の欄に「特定株式投信」と記載すること。

別表九㈠の表中「受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「15」若しくは「31」又は別表八の二「30」）」を「受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「16」若しくは「33」又は別表八の二付表「１」）」に、「所得金額合計又は個別所得金額仮計（別表四「34の①」又は別表四の二付表「43の①」）」を「所得金額合計又は個別所得金額仮計（別表四「33の①」又は別表四の二付表「42の①」）」に改める。